

平成27年3月教育委員会会議（定例会）会議録

- 1 日 時 平成27年3月23日（月）午後3時00分～午後7時25分
- 2 場 所 所沢市役所6階 604会議室
- 3 出席者〔委員〕大岩幹夫委員長、吉本理委員長職務代理者、中川奈緒美委員、寺本彰委員、内藤隆行教育長
〔事務局〕平野澄彦教育総務部長、川音孝夫学校教育部長、美甘寿規教育総務部次長、山口勝彦学校教育部次長兼学校教育課長、横須賀邦子教育センター担当参事兼教育センター所長、市川雅美教育総務課長、阿部美和子教育総務課主幹兼教育企画室長、末廣和久教育施設課長、浅野浩一社会教育課長、内堀耕介スポーツ振興課長、海老澤康子スポーツ振興課主幹、富田一成文化財保護課長、比留間嘉浩生涯学習推進センター所長、岸企子所沢図書館長、沼田芳行学校教育課教育指導担当主幹兼健やか輝き支援室長、師岡林保健給食課長、武藤健二生涯学習推進センター主査
〔書記〕安田幸雄教育総務課副主幹、青木穂高教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 2名

6 開 会 清水委員は所用により欠席。

本日の議案は、議案第46号から議案第57号までの12件と、追加議案第58号の合計13件。なお、議案第58号については、人事に関する審議のため、所沢市情報公開条例第7条第6号工及び同条例第25条第2号の規定に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開で審議されることに決定した。

また、協議事項については、率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保するとともに、市民の誤解や混乱を招くことがないよう、所沢市情報公開条例第7条第5号及び同条例第25条第2号の規定に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開で協議されることに決定した。

7 議 題

議案第46号 所沢市教育委員会職員の時差出勤制度に関する規程について
資料に則り、市川教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

制定の趣旨について、職員の健康維持及び超過勤務の抑制に資することを目的とし、勤務時間の割振りを弾力化する制度として平成25年10月1日より試行してきた「時差出勤制度」について、試行期間の運用状況を鑑み、本格的に制度を実施するため、新たに訓令を定めるものである。

制定の内容について、時差出勤制度については、所沢市職員の時差出勤制度に関する規程の例によるものとするものである。

なお、訓令の施行期日を平成27年4月1日とするものである。

以下、質疑。

(寺本委員)

教育委員会職員においては、具体的にどのような場合が想定されますか。

(市川教育総務課長)

夜間に行われる会議の担当者が、その会議に出席するために時間をずらして勤務する場合や、夜間に開館する施設の窓口対応する場合があります。

(内藤教育長)

市民の皆さんによる実行委員会などは、日中は仕事をしている方が多い関係で、夜間に会議が開かれることが多いです。会議の開始時間に合わせて勤務時間をずらすことで、時間外勤務が削減できることや、職員の健康維持を図ることができ、試行の段階においても、職員からは好評でした。

(吉本委員長職務代理者)

この制度の運用により、時間外勤務が減るということでよろしいのでしょうか。

(市川教育総務課長)

そのとおりです。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第47号 所沢市教育委員会広告式に関する規則等の一部を改正する等の規則制定について

議案第48号 所沢市教育委員会文書管理規程及び所沢市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

資料に則り、市川教育総務課長から説明がなされた。

規則改正等の趣旨について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所沢市教育委員会公告式に関する規則等の複数の規則改正等を行うものである。

規則改正等の内容について、以下のとおりである。

所沢市教育委員会公告式に関する規則の一部改正について、引用条項の整備を行うものである。

所沢市教育委員会会議規則の一部改正について、新「教育長」の設置に伴い、委員長に関する規定を教育長に改正するとともに、引用条項の整備を行うものである。それ以外の主な改正点としては、委員による会議の招集の請求要件を法改正の規定に合わせることに、会議録の名称を法改正の規定に合わせて議事録に変更することである。

所沢市教育委員会傍聴規則及び所沢市教育委員会請願処理規則の一部改正について、新「教育長」の設置に伴い、委員長に関する規定を教育長に改正するものである。

所沢市教育委員会事務委任等規則の一部改正について、新「教育長」の設置に伴い、教育長の規定を削除するとともに、引用条項の整備を行うものである。それ以外の主な改正点としては、法改正に伴う委任事項等の報告規定を追加するものである。

所沢市立小・中学校使用教科用図書選定委員会設置規則の一部改正について、引用条項の整備を行うものである。

所沢市教育委員会教育長職務代理者指定規則の廃止について、新「教育長」の

設置に伴い、教育長職務代理者は委員のうちから教育長が指名することになることから、当該規則を廃止するものである。

最後に、附則について、第1項については、規則の施行期日を平成27年4月1日とするものである。第2項及び第3項については、引用条項の整備のみを行う所沢市教育委員会公告式に関する規則及び所沢市立小・中学校使用教科用図書選定委員会設置規則を除き、現在の教育長の教育委員会の委員としての任期中における経過措置を定めるものである。なお、本市においては、平成28年3月31日までは改正後又は廃止の規則の規定の適用を受けないこととなる。

続いて、議案48号について、改正の趣旨については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所沢市教育委員会文書管理規程及び所沢市教育委員会公印規程の一部改正を行うものである。

改正の内容について、所沢市教育委員会文書管理規程の一部改正については、新「教育長」の設置に伴い、起案用紙の委員長欄等を削除するものである。

所沢市教育委員会公印規程の一部改正について、新「教育長」の設置に伴い、委員長に関する公印等を削除するものである。

最後に、附則について、第1項については、訓令の施行期日を平成27年4月1日とするものである。第2項及び第3項については、現在の教育長の教育委員会の委員としての任期中における経過措置を定めるものである。そのため、本市においては、平成28年3月31日までは改正後の訓令の規定の適用を受けないこととなる。

以下、質疑。

(内藤教育長)

法改正の基となる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が施行されるのは、平成27年4月1日ですが、現教育長の任期が終了するまでは現行制度が維持されます。私の任期は、平成28年3月31日となっており、それまでは所沢市では現行制度が維持されることになります。

根拠となる法律が改正されるので、それに合わせて関連する規則や条例も改正しますが、附則の経過措置において現教育長の任期が終わるまで、従前の規定は効力を有することになります。

(吉本委員長職務代理者)

新しい制度に変わって、一般市民から任命される委員と、教育長以下の教育委員会との関係が変わります。それに関して、委員に対する情報の公開性、説明の重要性を肝に銘じて、新制度に移行していただきたいと思います。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第 4 9 号 所沢市教育委員会事務局及び教育機関職員服務規程の一部を改正する訓令について

議案第 5 0 号 所沢市教育委員会事務局及び教育機関職員倫理規程の一部を改正する訓令について

資料に則り、市川教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

改正の趣旨は、職員の規定について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものである。

改正の内容は、職員の規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用をしていたが、市長部局の規定を踏まえて引用条項を削除するものである。

附則について、訓令の施行期日を平成 2 7 年 4 月 1 日とするものである。

続いて議案 5 0 号について、改正の趣旨は、職員の規定について、所要の改正を行うものである。

改正の内容について、議案第 4 9 号と同様に、職員の規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用をしていたが、市長部局の規定を踏まえて引用条項を削除するものである。

附則について、訓令の施行期日を平成 2 7 年 4 月 1 日とするものである。

質疑は、特になし。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第 5 1 号 所沢市教育委員会事務局組織及び各課事務分掌規則の一部を改正する規則制定について

資料に則り、市川教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

改正の趣旨について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、教育委員会の職務権限に係る事務の移管、所沢市弓道場の廃止及び附属機関の設

置に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものである。

改正の内容について、第1条については、法改正に伴う引用条項の整備を行うものである。

第3条については、教育委員会の職務権限に係る事務のうち文化に関することを移管することから、社会教育課の所掌事務を改正するものである。

第7条については、小中学校の組織の位置付けについて、規定の整備を行うものである。

第8条については、所沢市弓道場の廃止に伴い、規定を削除するものである。

第10条については、所沢市いじめ問題対策委員会条例の制定に伴い、所沢市いじめ問題対策委員会が教育委員会の附属機関として新たに位置付けられることから、附属機関の規定に新たに追加するものである。

なお、条例については、平成27年1月定例教育委員会会議を経て、平成27年第1回定例市議会において提出されているところであるが、本会議での採決は26日を予定しており、条例の制定という条件付きの議案である。

附則について、規則の施行期日を平成27年4月1日とするものである。

(中川委員)

市長部局に文化施策が移管すると思いますが、この規則ではどのようになっていますか。

(市川教育総務課長)

現行規則の第3条第4項第6号の「文化及び芸術活動の振興に関すること。」、同条項第7号の「文化団体の育成及び援助に関すること。」の文言を削除しています。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第52号 所沢市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令について

資料に則り、市川教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

改正の趣旨について、配偶者同行休業制度を平成27年4月から導入するに当たり、配偶者同行休業に伴う臨時的任用が追加されることに伴い、所要の改正を行うものである。

改正の内容について、配偶者同行休業に伴う臨時的任用職員については、被服を貸与する対象職員ではないことから、除外規定に配偶者同行休業に伴う臨時的任用職員の任用根拠となる規定を追加するものである。

なお、配偶者同行休業制度については、職員課所管の条例として平成27年第1回定例市議会において提出されているところであるが、本会議での採決は26日を予定しており、条例の制定という条件付きの議案である。

附則について、訓令の施行期日を平成27年4月1日とするものである。

質疑は、特になし。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第53号 所沢市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第54号 所沢航空記念公園野球場の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

資料に則り、内堀スポーツ振興課長から以下のとおり説明がなされた。

議案第53号については、所沢市弓道場の廃止に伴い、文言の削除を行うものである。

また、使用料の減免について、所沢市体育協会等に所属する団体が市民大会等で体育施設を利用した場合、使用料の減免を100分の50で行っているが、申請書を様式として定めていないので、様式化するものである。その他については、文言の整備を行うものである。

議案第54号についても同様に、減免申請書の様式化と、文言の整備を行うものである。

なお、両規則とも施行期日は、平成27年4月1日とするものである。

質疑は、特になし。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

《休 憩 午後3時37分～午後4時53分》

議案第55号 平成27年度所沢市教育行政推進施策について

資料に則り、阿部教育総務課主幹から以下のとおり説明がなされた。

2月の定例教育委員会会議において、協議された意見等を踏まえ、事務局で再度精査し、文言の加筆、修正等を行った。

以下、質疑。

(寺本委員)

前回の定例会において、私が指摘した事項を取り入れて修正していただき、ありがとうございました。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第56号 所沢市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

資料に則り、内堀スポーツ振興課長から説明がなされた。

平成27年3月31の委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱するものである。なお、委員の任期は、2年である。

質疑は、特になし。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第57号 所沢市文化財保護委員の委嘱について

資料に則り、富田文化財保護課長から以下のとおり説明がなされた。

平成27年3月31の委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱するものである。なお、委員の任期は、4年である。

以下、質疑。

(吉本委員長職務代理者)

委員の方の経歴が分かる資料をいただきたいと思います。この資料では、一般市民が見たときに、どのような委員の方なのか、よく分からないと思います。

(富田文化財保護課長)

資料については、次回から経歴等が分かる資料を作成させていただきます。

なお、各委員について、考古学を専門とし大学の学部長を勤める委員、淡水魚を専門とする委員、建造物を専門とする委員、彫刻を専門とし仏像に造詣の深い委員、絵画を専門とし、特に日本画を専門とする委員、工芸を専門とし、特に刀剣を専門とする委員、考古を専門とし、特に中世の城郭を専門とする委

員であり、当市の滝の城跡の遺跡について指導をいただいている委員、民俗学を専門とする委員、古文書を専門とする委員となっています。

(中川委員)

委員は、長い期間で再任されているのでしょうか。

(富田文化財保護課長)

今回で8期目の方が1名、3期目の方が3名、2期目の方が4名、新規の方が1名となっています。

(中川委員)

長く委員をやっていただけるのもありがたいのですが、少しずつでも専門分野の違う方に委員を委嘱して、委員の入れ替えをしていただいたほうがよいのではないかと思います。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

【関係者以外退室 午後5時10分】

《休憩 午後5時10分～午後6時10分》

議案第58号 教育委員会職員（管理職）の人事異動について

資料に則り、市川教育総務課長から説明がなされた。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 協議事項 防音校舎の除湿工事（冷房工事）の計画的な実施に関する住民投票について

《削除》

9 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）

所沢市教育委員会の3月から6月までの主な行事予定について（教育総務課）

定期監査の結果について（教育総務課）

第30回文化フェアについて(社会教育課)

定期監査の結果について、内藤教育長より以下のとおり補足説明があった。

(内藤教育長)

教育委員会に対する監査委員からの指摘事項等が、例年より多くありました。これについては、市議会の一般質問もあり、真摯に受け止め、慎重に受け止めることと答弁しました。また、委員の皆様にも十分情報提供するようにとの指摘もありましたので、資料をご覧いただき、次回の定例会以降で結構ですので、ご意見を伺えればと思います。

10 その他

- ・教育委員会会議4月定例会 : 4月22日(水)午前10時
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議5月定例会 : 5月27日(水)午後1時30分~
所沢市役所6階 602会議室

11 閉会 午後7時25分